

○厚生労働省告示第三百四十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月二十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一号口中「第十四条第八項第一号」を「第十四条第八項」に改め、同号に次のように加える。

ホ 別表第一の二に掲げる体外診断用医薬品

第二号中ハを削り、ニをハとし、ホをニとし、同号に次のように加える。

ホ 別表第四に掲げる体外診断用医薬品

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第一の二

一 一般用黄体形成ホルモンキット

別表第三の次に次の一表を加える。

別表第四

- 一 一般用グルコースキット
- 二 一般用総蛋白質^{たん}キット
- 三 一般用ヒト絨毛^{じゆう}性腺刺激ホルモンキット